

放課後子供教室の取組・現状・課題について



平成30年11月2日
文部科学省



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

地域と学校の連携・協働の推進

地域の教育力の低下や、学校が抱える課題の複雑化・困難化といった社会的課題の解決に向け、地域と学校が連携・協働し、社会総掛かりでの教育を実現するため、**コミュニティ・スクール**と**地域学校協働活動**を一体的に推進する。

学校

コミュニティ・スクール

教職員

校長

学校運営協議会

委員：保護者、**地域学校協働活動推進員**
地域住民 など



学校運営・その運営に必要な支援に関する協議等

地域学校協働活動

協働活動

地域人材育成、郷土学習、協働防災訓練、学習・部活動等支援、花壇整備、登下校の見回り等

放課後等の学習活動

放課後、土曜日、休日における学習、スポーツ活動等

体験活動

社会奉仕体験活動、自然体験活動、職場体験活動等

地域

地域学校協働本部

地域学校協働活動推進員

【地域と学校をつなぐコーディネーターの役割】

- ・地域住民と学校との情報共有
- ・地域住民等への助言等



地域住民

保護者

PTA

社会教育施設・団体

文化団体

スポーツ団体

企業・NPO

※学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務とされている（地教行法第47条の6）

様々な地域学校協働活動の例

学びによるまちづくり・ 地域課題解決型学習・郷土学習

- ◆地域資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域活性化のための方策を考え、実行する学習活動
- ◆「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたり発表したりする学習活動
- ◆地域の産業や商店街の職場体験学習、郷土の伝統・文化芸能学習 など



放課後子供教室

- ◆地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、学習や体験・交流といった多様な活動



地域未来塾

- ◆中学生・高校生等を対象に、教員OBや大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援



家庭教育支援活動

- ◆寄り添いが必要な子供、不登校傾向のある子供等への対応について、保護者が学び合う機会づくり など



学校に対する多様な協力活動

- ◆登下校の見守り、花壇や通学路等の学校周辺環境の整備、子供たちへの本の読み聞かせ、授業の補助や部活動の支援 など



地域の行事、イベント、お祭り、 ボランティア活動等への参画

- ◆地域イベントにおけるボランティア体験学習、伝統行事やお祭りでの伝統文化・芸能の発表や楽器の演奏、地域の防災訓練への参画 など



地域学校協働活動推進事業

2019年度要求・要望額 7,749百万円
 (前年度予算額 6,012百万円)

【補助率】	
国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3



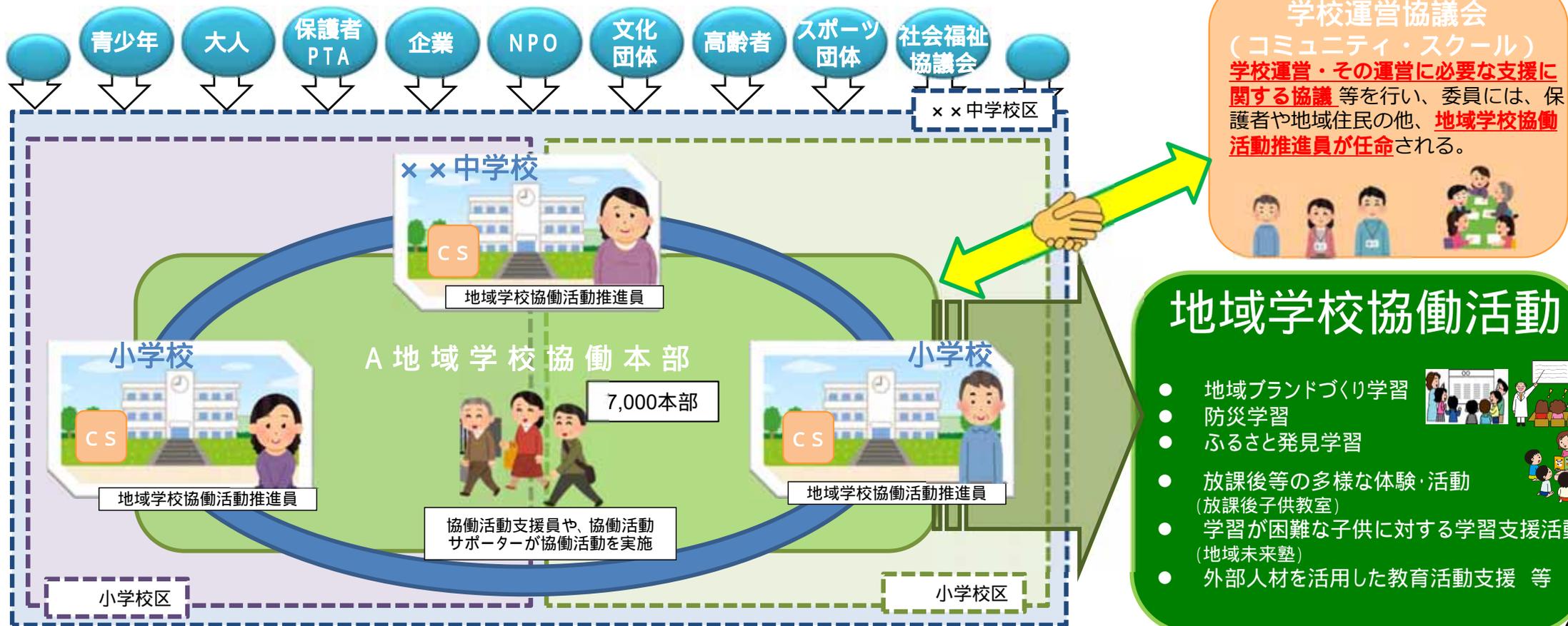
学校が抱える課題の複雑化・困難化といった社会的課題の解決を目指すとともに、これからの社会の創り手となる子供たちに、社会や地域と向き合い関わり合いながら学ぶ機会を与える「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤として、**地域と学校が連携・協働**し、**地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく「地域学校協働活動」**を積極的に推進していくことが必要。

目標

2022年度
全小中学校区をカバーして地域学校協働本部を設置
 (ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月閣議決定))

事業内容

幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、子供たちの成長を支え、地域を創生する「**地域学校協働活動**」を推進する。
 そのため、地域と学校をつなぐ「**地域学校協働活動推進員**」を配置することにより、地域の実情に合わせた様々な地域学校協働活動の総合化、ネットワーク化を目指し、組織的で安定的に継続できる「**地域学校協働本部**」の整備を推進することにより、社会全体の教育力の向上及び地域の活性化を図る。



地域学校協働活動

- 地域ブランドづくり学習
- 防災学習
- ふるさと発見学習
- 放課後等の多様な体験・活動 (放課後子供教室)
- 学習が困難な子供に対する学習支援活動 (地域未来塾)
- 外部人材を活用した教育活動支援 等

「放課後子ども総合プラン」（平成26年7月31日策定・公表）について

趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進める。

プランの目標等

- ①全小学校区（約2万）放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、
- ②うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室を1万か所以上で実施
- ③放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備（約94万人⇒約122万人）
- ④新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施

【4つの推進方策】

- 市町村行動計画等に基づく計画的な整備
- 学校施設の徹底活用
- 共通プログラムの充実
- 総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の充実

☆計画期間については、策定当初の平成27年度～平成31年度を「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」に基づき、平成30年度までに1年前倒し

取組の現状

放課後子供教室（文部科学省）

放課後児童クラブ（厚生労働省）

趣旨	放課後子供教室（文部科学省）	放課後児童クラブ（厚生労働省）
趣旨	すべての子供を対象として、学習支援や多様なプログラムを実施	共働き家庭などの小学校に就学している児童を対象として、放課後に適切な遊びや生活の場を提供
① 実施数	11,991教室 → 17,615教室 (H26) (H29)	22,084か所 → 24,573か所 (H26) (H29)
② うち一体型	4,554か所	
③ 登録児童数	—	936,452人 → 1,171,162人 (H26) (H29)
④ 新規開設分の小学校での割合	—	65% (2,489か所のうち1,618か所)
実施場所	小学校 69.1%、その他（公民館、中学校など）30.9%	小学校 54%、その他（児童館、公的施設など）46%
H30予算	60.1億円の内数	799.7億円

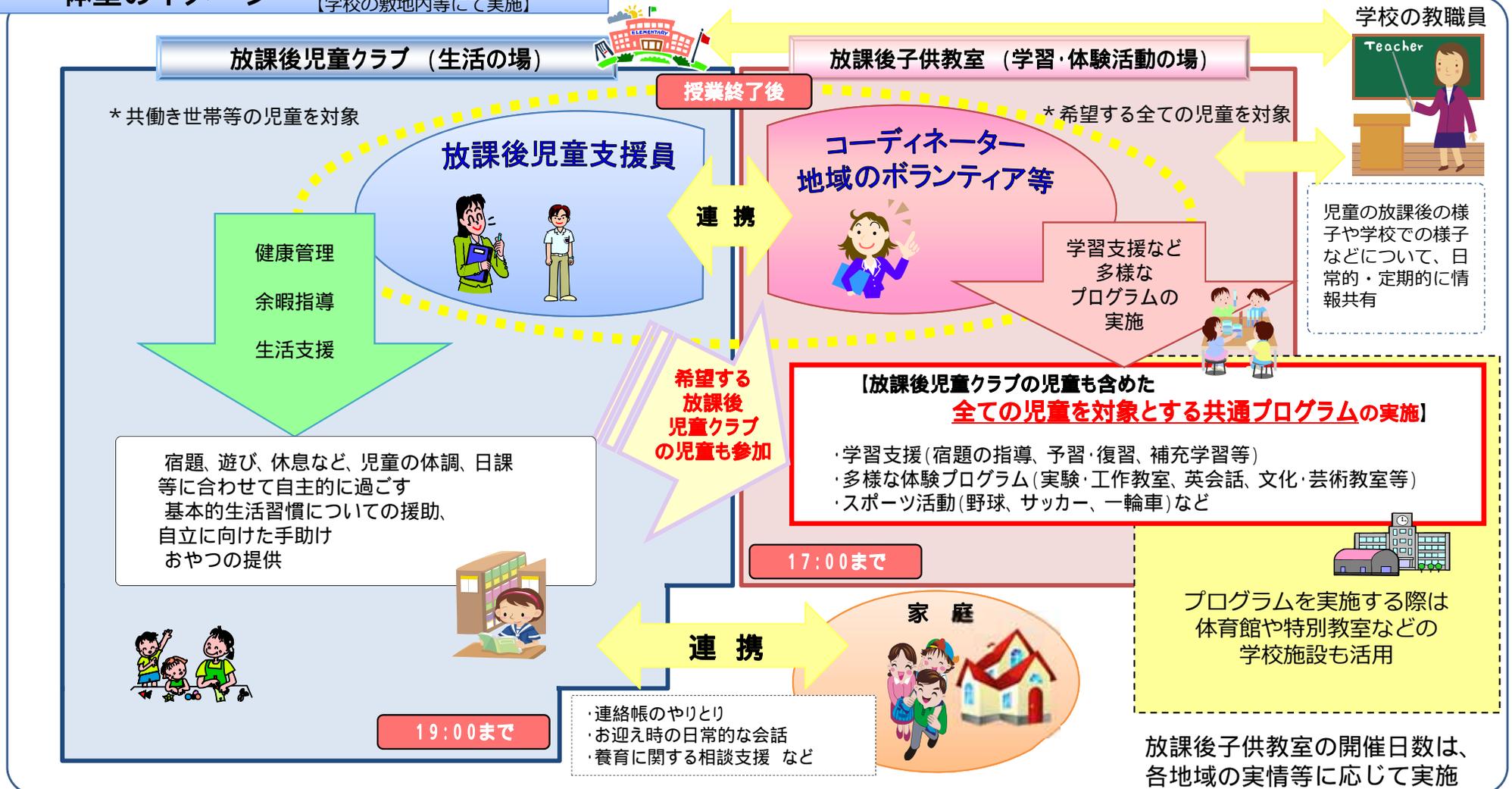
放課後子ども総合プランにおける「一体型」とは

「一体型」の定義

○全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、**同一の小学校内等で両事業を実施し**、
共働き家庭等の児童を含めた**全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加**できるもの。

一体型のイメージ

【学校の敷地内等にて実施】



放課後子供教室と放課後児童クラブの一体型の取組事例

小平市立小平第八小学校 八小放課後子ども教室 『キラキラ らんど』

東京都小平市

活動の概要

- ・平成16年度開設。地域の方及び保護者の協力により、24種類の教育プログラムを子どもたちに提供。
- ・放課後子供教室(空き教室等を活用)と放課後児童クラブ(体育館内専用施設)が一体型として円滑に活動。



放課後子供教室(生け花教室)の様子

実施内容

放課後子供教室

放課後児童クラブ

対象	全学年 (プログラムによっては対象を限定)	1～3年生 (心身に障がいのある児童は6年生まで)
開催日数	249日	約300日
主な開催日	平日の放課後及び土・日曜日 (長期休業時も実施)	平日の放課後及び土曜日 (長期休業時も実施)
子どもの平均参加人数	20人 (1つのプログラムあたり)	50人
開催場所	小学校内専用教室、校庭、体育館等	小学校内専用施設(体育館内)

24種類のプログラム

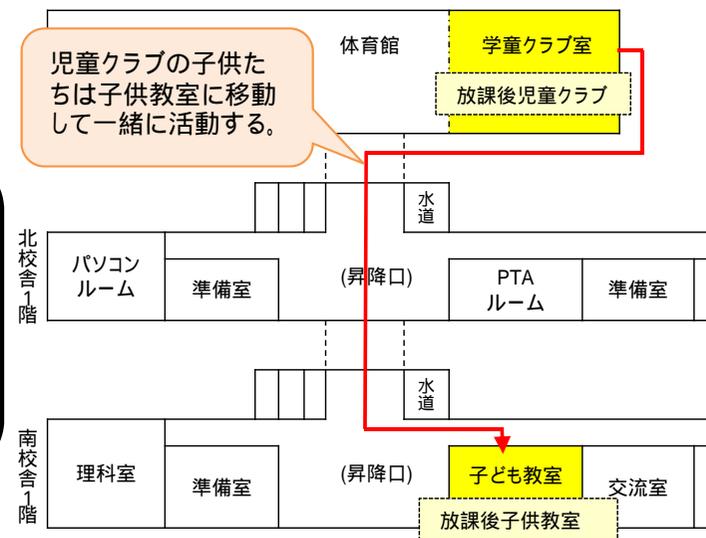
学習支援、英語クラブ、パソコン教室
ロボット教室、生け花、絵手紙、陶芸
工作教室、書道、茶道、琴、花植え活動
紙芝居ワークショップ、サッカー、野球
ソフトテニス、ミニバスケット、よさこいくらぶ
フラダンス など

ポイント

- 放課後子供教室の活動全体の企画、調整を行うコーディネーター(学校運営協議会の委員も兼任)が中心となって、地域と学校の連携が実現されている。
- 放課後子供教室と放課後児童クラブのスタッフ間で日常的に児童の情報共有を行うことで、円滑かつ効果的にプログラムを進めることができている。
- プログラム初回には、参加する児童の保護者対象に活動内容の説明等を行う保護者会を実施し、保護者の声を活動に生かしている。

取組の効果

- ・児童の約80%が放課後子供教室に登録しており、複数の教育プログラムに参加している児童も多く、多様な体験活動ができている。
- ・保護者からは、「学校や親が教えにくいことも体験活動を通じて子どもに上手に教えてくれる。」「学校から帰宅した際、子どもとの会話が増えた。」「参加したことによって友達が増えた。」と好評。
- ・大人たちも、自分の持っているものを伝える喜びと子どもの元気を自分の元気とする喜びを得ることができた。



柏市立酒井根東小学校 放課後子供教室 千葉県柏市

活動の概要

- ・平成16年度開設。平日はステップアップ学習会として学習支援、その他長期休業日には体験型講座を実施。
- ・放課後子供教室(図書館や空き教室等を活用)と放課後児童クラブ(小学校敷地内専用施設)が一体型として円滑に活動。



図書館活用学習の様子

実施内容	放課後子供教室	放課後児童クラブ
対 象	希望する児童 (ステップアップ学習会は主に2.3年生対象)	共働き世帯等の児童
開催日数	平日は週1日、長期休業時は10日間 (年間約35日)	週6日 (年間約290日)
主な開催日	平日の放課後及び長期休業時	平日の放課後及び土曜日 (長期休業時も実施)
子どもの平均参加人数	100人	50人
開催場所	小学校内の図書館や空き教室	小学校敷地内専用施設

プログラムの内容

ステップアップ学習会(平日)
算数(百マス計算)、国語(漢字検定)、図書館活用学習、理科面白実験

体験型講座(長期休業日)
シェルリースづくり、サッカー、折り紙、そば打ち、茶道、魚三枚おろし教室など

ポイント

- 学習意欲の向上と学習習慣の定着など勉強につながる興味・関心を引き出すプログラムを実施している。
- 目標に向かってやり抜く力を大切にしているため、子供たちが日々の成長を実感できるような学習プログラムを組んでいる。
- 放課後子供教室開始前に学習プログラムごとにスタッフが打ち合わせをし、また終了後にも反省会を行い、プログラム内容の充実を図っている。
- 元教員や大学生、地元化学メーカーのOB職員など多様な人材の参画により学習プログラムの充実を図っている。

取組の効果

- ・保護者からは、「先生や親とも違う大人とふれあう機会ができた。」「子供たちのやる気に繋がっていると思う。」との声。また、参加児童からは、「自ら進んで、学習できた。」「優しく教えてもらえるので学習会に来るのが楽しい」との感想が寄せられている。
- ・放課後子供教室と放課後児童クラブの両方を利用する子供について、スタッフ間において居所を明確にするとともに放課後子供教室実施後には、子供を放課後児童クラブまでの送り届けるなど、子供たちの放課後の安全確保につながっている。

背景・課題

- 現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
- 小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

- そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- **放課後児童クラブ**について、**2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備**（約122万人⇒約152万人）
- **全ての小学校区**で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で**一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。**
- 両事業を新たに整備等する場合には、**学校施設を徹底的に活用**することとし、**新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施**することを目指す。
- **子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。**

公立小中学校の余裕教室の放課後児童クラブへの活用について

「余裕教室」とは

現在は普通教室として使用されていない教室のうち、当該学校の学区域に現に居住する児童等の人口を鑑みて、今後5年間以内に普通教室として使用されることがないと考えられる教室。

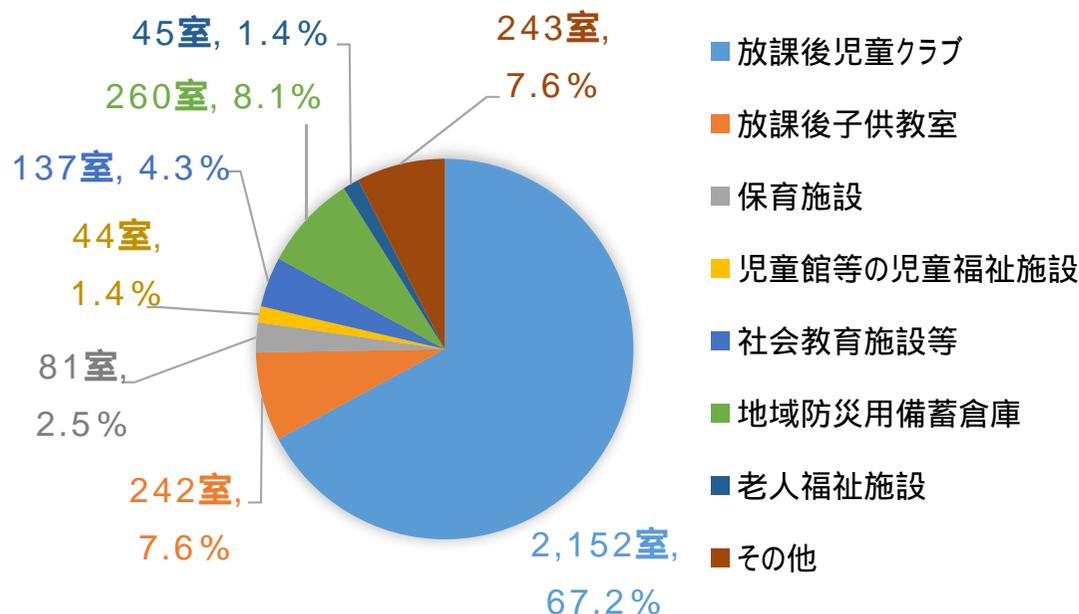
(文部科学省「平成29年度 余裕教室活用状況実態調査」による)

1. 公立小中学校の余裕教室の活用の現状について

公立小中学校の施設は、各地方自治体の所有する財産。そのため、活用方法については、各地方自治体が決定するものである。

平成29年5月1日現在で、全国の公立小中学校等の余裕教室のうち、放課後児童クラブに転用しているものは**2,152室**(小学校2,142室・中学校4室・義務教育学校6室)。

学校施設以外に活用されている余裕教室(3,204室)の内訳



転用前



転用後



2. 余裕教室の活用促進に向けたこれまでの取組状況

文部科学省としては、以下のような取組を行うことで、自治体による余裕教室の転用を支援している。

< 調査の実施 >

- 平成25・29年度に、公立小中学校における余裕教室活用状況実態の調査を実施し、結果を公表。

< パンフレット等の作成・配付 >

- 厚生労働省と連携したパンフレット「余裕教室の有効活用」を作成（平成22年3月） ...
- パンフレット「子供と地域を元気にする余裕教室の活用」を作成（平成26年8月） ...
- パンフレット「子供と地域を元気にする余裕教室の活用～余裕教室の活用事例～」を作成（平成30年1月） ...

< その他 >

- 文部科学省から都道府県教委に対し、関係部局と連携して余裕教室の活用を依頼する通知を発出するとともに、説明会等においても余裕教室の活用について広く周知。
- 財産処分手続の簡素化・弾力化。

